

仮設庁舎の整備について

現在、市においては震災後被災した庁舎に代えて、被災直後から東別館、南別館、総合文化会館、地域職業訓練センターなどの市有施設を仮庁舎として行政事務を行っています。

国では、本市のように庁舎が使用できない状況の自治体への支援措置として、本年5月2日に制定された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により

- ① 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用する仮設の建築物の建設
- ② 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するための必要改修
- ③ 主たる事務所の庁舎の応急の修繕

などに要する経費について、予算の範囲内でその3分の2を補助するとしたところであり、先頃、県を通じて本市の意向についての照会がありました。

これに対し、本市では、仮設庁舎の建設について検討中である旨の回答をしております。

今後、国庫補助事業の採択の見通しが得られた場合は、予算措置と事業の執行手続きに着手することになりますが、このことが現在諮問中の庁舎のあり方の検討に影響するものでなく、あくまでも応急的な事務スペースの確保のための措置であります。